

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画施設募集要項

1. 目的

2025年大阪・関西万博の開催を契機としたインバウンドや関東圏からの観光客の増加を見据え、レンタカーを利用する観光客等に対する助成制度を実施し、市内観光の回遊性向上を図るとともに、閑散期における観光誘客促進につなげる。

2. 事業概要

レンタカーを利用して市内参画宿泊施設に宿泊した方に3,000円の割引を行い、割引相当額を鳴門市が宿泊施設へ助成する。

(1) 名称

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成事業

(2) 実施期間（宿泊日基準）

令和5年12月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで

※ 期間中でも、助成台数が500台に達した時点で終了（鳴門市よりお知らせします）

(3) 割引対象者

レンタカーの貸渡契約書に記載された借受人で、貸渡期間内に市内参画宿泊施設に宿泊する者

チェックイン時に宿泊施設に貸渡契約書を提示し、アンケートを記載すること。

※ 全国レンタカー協会加盟店が対象

※ 1旅行につき1回限り割引

(4) 宿泊料金の決済方法

決済方法は現地払いのみとする

※ お客様に分かりやすいよう事前周知してください。

(5) 宿泊施設の参画条件

以下の2点を満たす者

① 鳴門市内で営業するホテル及び旅館、その他宿泊料金の支払いを要する施設

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

3. 割引額

レンタカー1台につき、3,000円。

※ 3,000円以上の宿泊料のプランが対象

※ 同じレンタカーで1回のみ有効

4. 参画施設の申込方法

様式第1号「鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画申込書」に必要事項を記入し、申込期間内に鳴門市観光振興課へ提出すること。

5. 参画施設の申込期間

令和5年10月24日～事業終了時まで

6. 助成額の請求

(1) 請求方法

- ①様式第2号「鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付申請書兼請求書」
- ②貸渡契約書の写し
- ③領収書控え等の写し

以上2点を鳴門市観光振興課まで提出すること。(随時提出可)

提出期限は、令和6年3月15日(金)とする。

(2) 支給方法

請求書記載の指定口座に振込を行う。(振込手数料は鳴門市負担)

7. 状況報告

毎週月曜日に「割引状況報告書」に必要事項を記載のうえ、FAX またはメールにて鳴門市観光振興課に報告すること。

8. 助成事業の周知

本市においては、レンタカー業者やウェブサイト、メディア等にて周知を行う予定である。参画宿泊施設においても、HPやSNS等を活用し利用促進に努めること。

※現地決済のみ対象となることも周知すること。

9. 実施の流れ

